

# 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書(概要)

## 1 現状と課題

- 入札参加資格審査申請手続は、地方公共団体の規則等で規定
- ➔ 地方公共団体は、地域の実情に応じて入札・契約可能
- 一方、申請項目等が団体ごとに異なり、デジタル化も十分でなく、地方公共団体・事業者の手続に係る事務負担が大きい

## 2 令和5年研究会報告書※の提言

- 広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備
- この実現のため、必要な範囲で申請項目や申請方法を共通化
- 総務省・地方公共団体で構成する検討会を立ち上げ、具体の検討

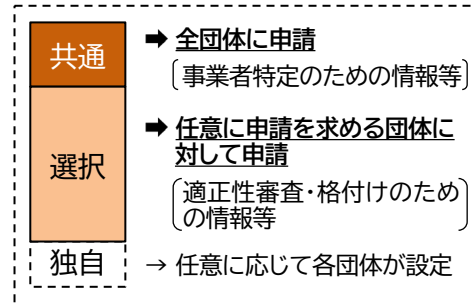
※ 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書(令和5年12月)

## 3 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会の開催・報告

- 研究会報告書の提言を踏まえ、令和6年3月に検討会を立ち上げ、物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化を検討
- 共通の申請項目・必要書類、共通の申請方法、共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性について取りまとめ

### (1) 共通の申請項目等の設定 (P2参照)

- 新規申請・更新申請
- 共通申請項目・必要書類、  
選択申請項目・必要書類を設定
- 共通の営業品目(大分類・小分類)  
を物品・役務等ごとに設定
- 変更申請・取消届
- 共通の申請事由、申請項目等を設定
- 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等
- 共通の申請種別(新規・変更・取消)、申請事由、申請項目等を設定



### (2) 共通の申請方法の設定 (P3参照)

- 以下の事項について共通の申請方法を設定
- ① 資格の有効期間
- ② 申請の受付方法(定期・随時・追加申請)
- ③ 定期・随時・追加申請により資格が付与される期間・受付期間等
- ④ 申請に使用する言語、金額欄の記載方法

### (3) 共通システムの整備の方向性 (P4参照)

- 全国単位の地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムを整備し、申請を受け付けるようにすることを目指すべき
- 申請・受付、審査、審査完了通知の機能を設ける
- GビズIDの活用、必要書類に係る他の情報システムとの連携

## 4 今後の課題

- 物品・役務等と建設工事等は、多くの市区町村が同一部署で同一時期に、かつ、同一システムで申請を受け付けており、物品・役務等のみを共通化・デジタル化した場合、事務処理に支障が生じるおそれが指摘されていることから、一体的検討が必要。このため、建設工事等に係る申請手続の共通化・デジタル化の方向性を検討
- 共通の申請項目等や申請方法は、共通システムの運用開始に合わせた導入に向け、必要に応じて更新
- 共通システムは、地方公共団体の既存システムの置換えや内部システムの改修に係る費用対効果を含め、詳細機能のあり方についてさらなる検討が必要。その上で、共通システムの整備・運用主体、経費負担等の課題についても検討
- 共通システムの整備には、地方公共団体の複数の個別システムの改修が想定されるところ、具体化に向けたスケジュールについては、現場において対応可能なものとなるよう、システム標準化の進捗状況※も考慮する必要

※ 事業者のリソースのひっ迫等により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムについては、概ね5年以内に標準準拠システムに移行できるよう、取組が進められている。

# (1) 物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通の申請項目等の設定

地方公共団体の実態を踏まえ、物品・役務等の新規申請・更新申請、変更申請及び取消届に係る共通の申請項目・必要書類等を設定

## ① 新規申請・更新申請

### ● 共通の申請項目等

#### (i) 共通申請項目等 (申請項目数 60 / 必要書類数 3)

※ 全地方公共団体共通の申請項目・必要書類

- ➔ 事業者を特定するための情報等を設定 (= 事業者特定情報)  
(例) 本社住所、商号又は名称、登記事項証明書

#### (ii) 選択申請項目等 (申請項目数 347 / 必要書類数 35)

※ 地方公共団体が任意に選択して設ける共通の申請項目・必要書類

- ➔ 適正性審査・格付けのための情報等を設定  
(例) 営業年数、製造・販売実績高、納税証明書、財務諸表

#### 共通・選択申請項目等としないもの

- ・ 地方公共団体独自の制度等に関するもの
- ・ 事業者に申請を求めなくとも確認できるもの
- ・ 適正性の審査や格付けに資さないもの
- ・ 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの 等

※ 各団体は、共通・選択のほか、必要に応じて独自申請項目等を設定可能

### ● 共通の営業品目(大分類・小分類)

※ 大分類は共通申請項目、小分類の品目は選択申請項目

※ 小分類は「生産物分類(2024年設定)」(総務省)を使用して作成

#### (i) 物品：大分類 32品目 / 小分類 177品目

#### (ii) 役務：大分類 17品目 / 小分類 144品目

- ・ 「営業品目の希望順位」(5位まで)を選択申請項目として設定
- ・ 小分類の品目ごとに  
共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等を設定

## ② 変更申請

### ● 共通の変更申請事由

- ・ 申請した共通・選択※・独自※申請項目に変更があった場合  
※ 各団体が変更申請を求める場合

### ● 共通の変更申請項目等

- (i) 共通変更申請項目等 (事業者特定情報、共通項目の変更内容等)  
(例) 申請日、本社住所、共通申請項目の変更内容、登記事項証明書

- (ii) 選択変更申請項目等 (選択項目の変更内容等)

(例) 選択申請項目の変更内容、納税証明書、財務諸表

## ③ 取消届

### ● 共通の取消届出事由

- ・ 合併・分割等で消滅、廃業、資格がなくなかった場合

### ● 共通の取消届出項目等

- ・ 共通取消届出項目等 (事業者特定情報、取消内容等)  
(例) 届出日、本社住所、商号又は名称、取消事由、取消年月日

## ④ 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等

### ● 合併等に伴う共通の申請種別、申請事由

- ・ 新規申請、変更申請、取消届により申請
- ・ 合併、分割、事業譲渡、法人成り、個人成り、その他法人格の変動

### ● 共通の合併等申請項目等 (新規申請等の申請項目等に加えて申請)

- (i) 共通合併等申請項目等 (組織形態の変更等の内容)

(例) 組織形態の変更等の種類、事業者の構成、契約書の写し

- (ii) 選択合併等申請項目等 (適正性審査・格付けのための情報)

(例) 合併時自己資本額明細

## (2) 物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通の申請方法の設定

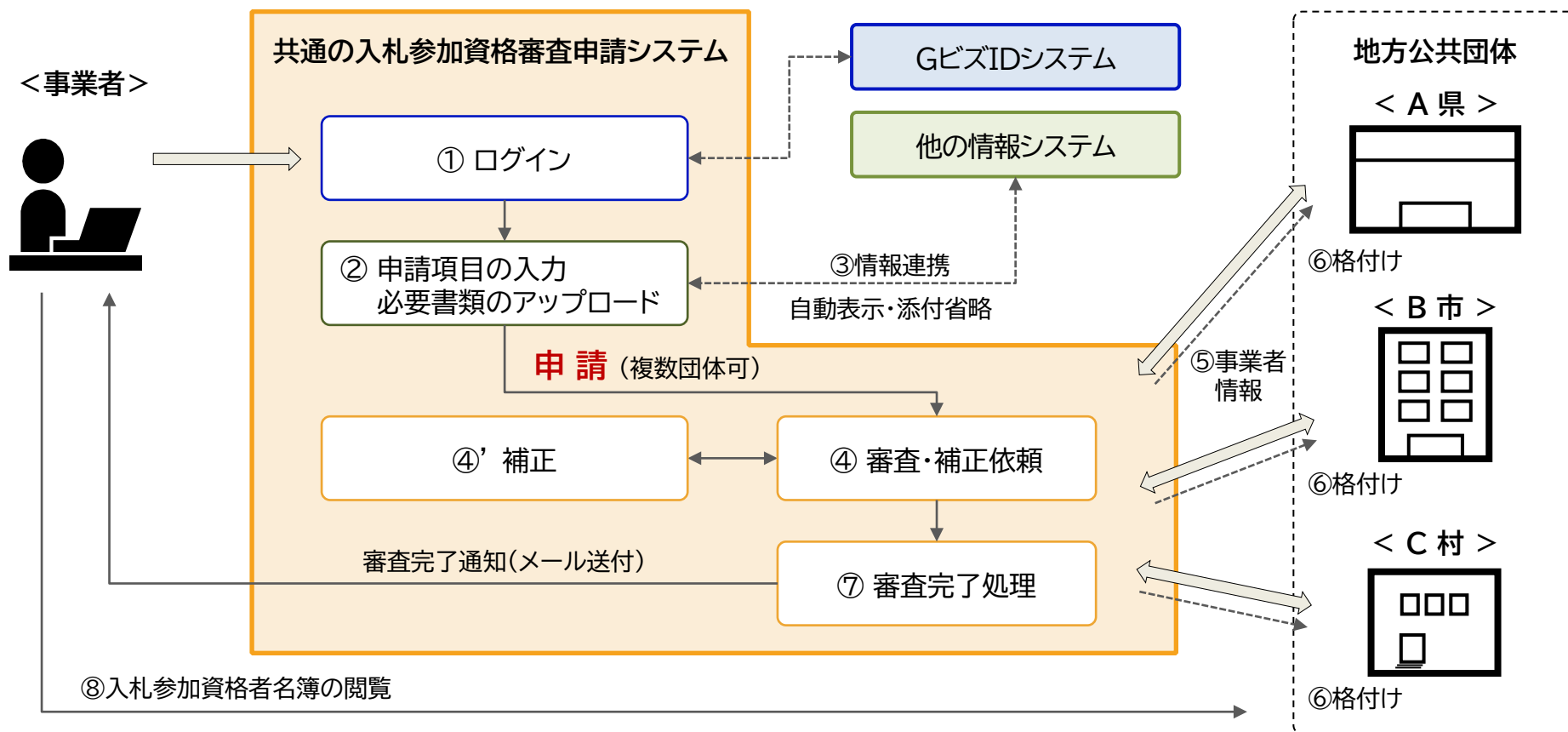
- 地方公共団体の実態を踏まえ、**物品・役務等の入札参加資格審査の共通の申請方法(有効期間、申請の受付方式、受付期間等)**を設定
- 共通の申請方法は、共通の入札参加資格審査申請システムの整備等や、建設工事等に係る共通化・デジタル化の検討状況を踏まえて、実現可能なものとなるよう更新や見直しを行いながら、導入に向けた具体の検討を進める必要

①	資格の有効期間	・ <b>3年</b>	
②	申請の受付方式	・ <b>定期申請</b> ／地方公共団体の判断により、任意に <b>随時申請又は追加申請を併用</b> できる	
③	定期申請	申請の受付期間	・ 定期申請により資格が付与される日直前の <b>10月1日から11月30日まで</b>
		資格が付与される日	・ <b>4月1日</b>
		資格が付与される期間	・ 4月1日から3年後の3月31日まで
④	随時申請 (任意)	申請の受付期間	・ <b>4月16日</b> (閉庁日である場合は翌営業日)から <b>次期定期申請の受付期間の開始日直前の8月15日まで</b> (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる)
		資格が付与される日	・ <b>毎月15日締め、遅くとも翌々月1日から</b> (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
		資格が付与される期間	・ 資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
⑤	追加申請 (任意)	申請の受付期間	・ <b>毎年10月1日から10月31日まで</b> (定期申請の受付を行う年を除く) (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる)
		資格が付与される日	・ 定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後の <b>4月1日</b> (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
		資格が付与される期間	・ 資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
⑥	申請に使用する言語	・ 申請項目・財務諸表は日本語／その他の外国語記載の必要書類は日本語訳を付記又は添付	
⑦	金額欄の記載方法	・ 財務省告示の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載	

### (3) 物品・役務等の共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性

- 全国単位の地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムを整備して申請を受け付けるようにすることを目指すべき
- 共通システムには、申請・受付、審査及び審査完了通知の機能を設けることが考えられる  
また、GビズIDの活用や、登記事項証明書・国税の納税証明書その他の証明書情報等に係る他の情報システムとの連携を検討

#### 地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムのイメージ



実現には、地方公共団体の既存システムの置換えや内部システムの改修に係る費用対効果を含め、共通システムの詳細機能のあり方についてさらなる検討が必要。その上で、整備・運用主体、経費負担等の課題についても検討を行う。